

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第 3 号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（課の分掌事務）</p> <p>第 5 条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 県立学校の整備計画についての調査、企画及び立案に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(4) 県立学校の通学区域に関すること。</u></p> <p><u>(5) グローバル化に対応した教育の推進に関すること。</u></p> <p><u>(6)・(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(9) 略</p> <p>教職員課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(13) 略</p>	<p>（課の分掌事務）</p> <p>第 5 条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)・(4) 略</u></p> <p><u>(5) グローバル化に対応した教育の推進に関すること。</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 県立学校の整備計画についての調査、企画及び立案に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(8) 県立学校の通学区域に関すること。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>教職員課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 主として学校教育に関する支援を行っている団体に関する</u></p>

改正前	改正後																					
<p>(14) 社会教育に関すること（博物館に関すること及び知事の補助職員に委任し、又は補助執行させたものを除く。）。</p> <p>文化財課 (1)～(6) 略 教育支援課 (1)～(11) 略 (室)</p> <p>第6条 教育政策課に教育情報化推進室を、学校教育課に人権・同和教育室及び全国高校総体推進室を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第16条 第7条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" data-bbox="235 963 1093 1394"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人事主幹</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導主幹</td> <td>教育政策課 学校教育課</td> <td>指導主事の事務に関する調査及び企画事務</td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	人事主幹	略		指導主幹	教育政策課 学校教育課	指導主事の事務に関する調査及び企画事務	<p><u>こと。</u></p> <p>(15) <u>前号に掲げるもののほか</u>、社会教育に関すること（博物館に関すること及び知事の補助職員に委任し、又は補助執行させたものを除く。）。</p> <p>文化財課 (1)～(6) 略 教育支援課 (1)～(11) 略 (室)</p> <p>第6条 教育政策課に<u>県立高校再編整備推進室及び教育情報化推進室</u>を、学校教育課に人権・同和教育室及び全国高校総体推進室を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第16条 第7条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 963 2018 1394"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画主幹</td> <td>教育政策課 県立高校再編整備推進室</td> <td>県立高校の整備計画に関する調査及び企画事務</td> </tr> <tr> <td>人事主幹</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導主幹</td> <td>教育政策課 教育政策課 教育情報化推進室 学校教育課</td> <td>指導主事の事務に関する調査及び企画事務</td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	企画主幹	教育政策課 県立高校再編整備推進室	県立高校の整備計画に関する調査及び企画事務	人事主幹	略		指導主幹	教育政策課 教育政策課 教育情報化推進室 学校教育課	指導主事の事務に関する調査及び企画事務
職	課又は室	職務																				
人事主幹	略																					
指導主幹	教育政策課 学校教育課	指導主事の事務に関する調査及び企画事務																				
職	課又は室	職務																				
企画主幹	教育政策課 県立高校再編整備推進室	県立高校の整備計画に関する調査及び企画事務																				
人事主幹	略																					
指導主幹	教育政策課 教育政策課 教育情報化推進室 学校教育課	指導主事の事務に関する調査及び企画事務																				

改正前	改正後															
<p>第18条 第7条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p>	<p>第18条 第7条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 379 427 416">職</th> <th data-bbox="427 379 611 416">課又は室</th> <th data-bbox="611 379 1093 416">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 416 427 609">管理主事</td> <td data-bbox="427 416 611 609">略</td> <td data-bbox="611 416 1093 609"></td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	管理主事	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 379 1352 416">職</th> <th data-bbox="1352 379 1536 416">課又は室</th> <th data-bbox="1536 379 2018 416">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 416 1352 571">企画主査</td> <td data-bbox="1352 416 1536 571">教育政策課 県立高校再 編整備推進 室</td> <td data-bbox="1536 416 2018 571">県立学校の整備計画に関する調査 及び企画事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 571 1352 609">管理主事</td> <td data-bbox="1352 571 1536 609">略</td> <td data-bbox="1536 571 2018 609"></td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	企画主査	教育政策課 県立高校再 編整備推進 室	県立学校の整備計画に関する調査 及び企画事務	管理主事	略	
職	課又は室	職務														
管理主事	略															
職	課又は室	職務														
企画主査	教育政策課 県立高校再 編整備推進 室	県立学校の整備計画に関する調査 及び企画事務														
管理主事	略															
<p>第19条 教育事務所に所長、副所長、管理主任及び指導主任を、支所に支所長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 所長は、教育長の指揮を受け、その管轄区域内の教育事務をつかさどり、その職員の服務について指揮監督する。<u>ただし、支所の総務に関する事務にあつては、この限りでない。</u></p> <p>4～6 略</p> <p>7 管理主任は、上司の命を受け、<u>人事、総務等</u>に関する事務を処理する。</p> <p>8 略</p>	<p>第19条 教育事務所に所長、副所長、管理主任、<u>指導主任及び管理主事</u>を、支所に支所長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 所長は、教育長の指揮を受け、その管轄区域内の教育事務をつかさどり、その職員の服務について指揮監督する。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 管理主任は、上司の命を受け、<u>人事等</u>に関する事務を処理する。</p> <p>8 略</p> <p>9 <u>管理主事は、上司の命を受け、人事に関する調査等の事務を処理する。</u></p>															

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。